

25 訂 版

所得税法精説

元税務大学校教授

中橋健次郎 著

酒井書店刊

所得税法精説

1983年6月25日 25訂版発行

© 1983

3034-3026-2709 定価2,200円

所得税法精説 二十五訂版

著者

なか 橋 健次郎
千葉県流山市東初石四一八五―三七

発行者

酒 井 明
東京都千代田区飯田橋二ノ九ノ三

印刷者

井 上 浩 安
東京都墨田区緑一ノ三ノ七

発行所

東京都千代田区飯田橋
振替東京三一五九七二番 株式会社 酒 井 書 店
電話東京 (281) 四七七一番
八九二七番

小店の出版物に就いては責任を負いたく存じますから
落丁・重丁等の場合は直接本社に御申出下さい

(簡装社印刷・小冊製本)

PRINTED IN JAPAN

昭和58年改正版序

本書は、昭和58年4月1日現在における所得税関係の法令および通達に基づき、改訂したものである。

昭和58年5月1日

著 者

序

本書は、私が国税庁税務講習所普通科教材「所得税法」を執筆した後に、昭和34年4月1日現在の税法に基づいて解説したものである。私は、普通科教材を執筆した後、所得税法を理解しやすく、かつ、細部にわたって執筆してみたいと考えていたところ、同僚の諸氏からもそのような助言があったので、今回、意を決して出版することとした。そこで、折角、出版するならば、読者の不可欠の参考書としてのまとまったものに仕上げたいと思い、執筆原稿について多数の方の検討を願った次第である。

本書は、次の諸点に留意して記述した。

- 一 各章、節、款の冒頭に序論的なものとして、それぞれの章、節、款の内容の全部について立法趣旨を織り込んで記述した。
- 二 課税標準の章を特に詳細に解説し、①収入金額については、従来の解説の方法を変え「収入の価額と収入の時期」とを細分して説明し、②必要経費については、「必要経費の通則」、「棚卸資産」、「固定資産」および「準備金および引当金」に区分して説明を行ない、③これらを企業会計との関連において記述した。
- 三 計算例、計算式、図表、会計処理方法については、紙面の許す限り、多く採り入れて説明した。
- 四 税法理論その他については、特に注解として参考とした。

なお、本書は、高橋胤二所長、笹沼芳郎幹事、西山恒治、山崎重之、吉川優幸各教育官の御検討と酒井書店の酒井誠氏の御協力とによるものである。ここに深く謝意を表わす。

昭和34年5月

税門前税講関係分室において

中橋健次郎

凡 例

- (法 9 ①一) 所得税法第 9 条第 1 項第 1 号
(令10) 所得税法施行令第10条
(規10) 所得税法施行規則第10条
(措置法10) 租税特別措置法第10条
(措置令10) 租税特別措置法施行令第10条
(通則法10) 国税通則法第10条
(基通) 昭和45年 7 月 1 日直審(所)30(所得税基本通達)
(同前) 直前引用の法令通達の条項
(同旨法46) 所得税法第46条の規定の類推解釈、反対解釈等
本書の解説のうちで意見にわたる部分は著者の見解に基づくものである。

目 次

第1章 総 則	1
第1節 納 税 者	1
一 一般の居住者	1
二 非 永 住 者	2
三 非居住者および法人	2
四 非 課 税 者	2
第2節 課 税 所 得	3
第1 課税所得の概念および種類	3
一 課税所得の概念	3
二 課税所得の種類	3
第2 課税所得の帰属	4
一 名義課税および実質課税	4
二 実質所得者課税の原則	5
三 信託財産に係る収支の帰属	5
1 一般の信託 2 合同運用信託 3 証券投資信託および 公社債投資信託	
四 無記名有価証券に係る所得の帰属	8
五 特殊法人に係る事業所の所得の帰属	8
第3節 非課税所得および損失除外	8
一 所得税法上の主な非課税所得および損失除外	9
1 給与所得者の旅費、通勤手当および職務上必要な物品	
2 生活用動産の譲渡損益および資産の強制換価損益	
3 有価証券の譲渡損益 4 証券投資信託の特別分配金およ び証券投資信託の終了等の支払額 5 内国法人の解散、合 併、減資等による株主等の損益 6 相続等による取得財産	
7 損害賠償金 8 勤労者の住宅等取得に関する経済的利益	
二 その他の非課税所得	16
1 所得税法上のもの 2 その他法令上のもの	

第2章 各種所得金額	17
第1節 所得の種類および金額	17
第1 利子所得	18
一 利子所得の概念	18
二 利子所得の金額	19
第2 配当所得	20
一 配当所得の概念	20
二 みなす配当	20
三 配当所得の金額	24
第3 不動産所得	25
一 不動産所得の概念	25
二 不動産所得の金額	25
第4 事業所得	26
一 事業所得の概念	26
二 事業所得の金額	26
第5 給与所得	26
一 給与所得の概念	26
二 みなす給与	27
三 給与所得の金額	27
第6 退職所得	28
一 退職所得の概念	28
二 みなす退職給与	30
三 退職所得の金額	30
第7 山林所得	33
一 山林所得の概念	33
二 山林所得の金額	33
第8 譲渡所得	33
一 譲渡所得の概念	33
二 譲渡所得の金額	33
第9 一時所得	33
一 一時所得の概念	33
二 一時所得の金額	34

第10	雑 所 得	35
一	雑所得の概念	35
二	雑所得の金額	35
第11	各種所得の関連	36
一	各種所得の内容	36
二	各種所得の関連	37
第12	各種所得金額の計算	38
一	各種所得金額の計算原理	38
二	所得税法の強行規定	38
第 2 節	山林所得および譲渡所得	39
第 1	山 林 所 得	39
一	山林所得の概念	39
二	山林所得の金額	40
三	山 林 原 価	41
四	譲 渡 費 用	42
第 2	譲 渡 所 得	42
一	譲渡所得の概念	42
二	譲渡所得の金額	44
三	譲 渡 原 価	44
四	譲 渡 費 用	45
五	借地権設定の所得	46
	1 借地権設定の意義 2 譲渡所得の要件 3 収入金額の 計算 4 譲渡原価の計算	
六	保証債務履行の損失	51
第 3 節	譲渡所得の課税の特例	51
第 1	強 制 譲 渡	52
一	強制譲渡の概念	52
二	強制譲渡の課税の概要	53
三	収用等の課税関係	54
四	交換処分等の課税関係	56
五	換地処分等の課税関係	56
六	収入金額の区分	57
七	特別控除の特例	58

八 課税延期および高額特別控除の適用関係	59
第2 任意譲渡	60
一 任意譲渡の概念	60
二 任意譲渡の課税の概要	60
三 固定資産の交換	61
四 特定事業用財産の買換	61
五 居住用財産の譲渡の特例	62
第3 所得金額および引継価額の計算	63
一 所得金額の計算	63
二 引継価額の計算	64
第4 所得金額の計算の特例	66
一 特別控除の特例	66
二 特別控除の競合	66
第5 無償譲渡	67
一 相 統	67
二 遺贈および贈与ならびに低額譲渡	68
三 引 継 価 額	68
四 相続等の引継価額の特例	69
第3章 収入金額	71
第1節 収入価額	71
第1 金銭による収入	72
一 現 金	72
二 金 銭 証 券	72
第2 物、権利その他経済的利益による収入	73
一 現 物	73
二 交 換	74
三 有 価 証 券	74
四 売 掛 債 権	75
五 手 形 債 権	75
六 債 務 免 除	76
七 無 償 使 用	76
第3 別段の定めによる収入	77
一 自 家 消 費	77

二 無償譲渡	77
三 農産物	79
四 株式配当	80
五 新株引受権	80
六 国庫補助金等	80
七 損害保険金, 損害賠償金等	82
第2節 収入時期	84
第1 権利確定	84
一 権利確定の意義	84
二 原始取得型の収入	85
三 権利移転型の収入	85
四 権利貸借型の収入	86
五 労務提供型の収入	86
第2 各種所得の収入時期	87
一 利子所得および配当所得	87
二 不動産所得および事業所得	87
三 給与所得および退職所得	90
四 その他の所得	90
第3 収入時期の特例	91
一 収入時期の特例の意義	91
二 割賦販売および延払条件付販売	91
三 長期工事請負	93
四 収入時期の特例計算の取止等	95
五 小規模事業者の現金主義会計処理	95
第4章 必要経費の通則	97
第1節 必要経費不算入項目	97
一 自己資本および自己労働の対価	97
二 家事費および家事関連費	99
三 租税公課	99
四 罰料金等	100
五 損害賠償金	100
第2節 必要経費算入項目	101

第1	収入対応の費用	101
一	売 上 原 価	101
二	製 造 原 価	102
第2	業務対応の費用	104
一	租 税 公 課	104
二	支払給料および専従者給与ならびに専従者控除	105
三	支 払 旅 費	108
四	修 繕 費	109
五	支払賃借料, 支払更新料および支払権利金	110
六	支払利子および支払割引料	111
七	貸 倒 損 失	112
第3	期間対応の費用	112
一	固定資産の償却費	112
二	繰延資産の償却費	112
三	事後確定費用	113
第4	そ の 他	113
一	引 当 金	113
二	資 産 損 失	113
三	損 害 賠 償 金	113
四	家 事 関 連 費	114
五	青色申告控除	114
第3節	資 産 損 失	115
第1	一 般 的 損 失	115
一	棚卸資産の損失	115
二	固定資産および繰延資産の損失	116
三	山林損失	118
第2	災 害 損 失	118
一	事業用資産の損失	118
二	山林その他の資産の損失	119
三	業務用資産の損失	120
第3	貸倒損失および債権償却特別勘定	120
一	貸 倒 損 失	120
二	代金回収不能等の損失	122
三	債権償却特別勘定	122

第5章	棚卸資産および有価証券	127
第1	棚卸資産の範囲	127
一	棚卸資産の概念	127
二	棚卸資産の種類	128
第2	棚卸資産の取得価額	129
一	購入資産	129
二	製造資産	129
三	取得価額の特例	130
第3	棚卸資産の評価の方法および単位	130
一	評価の方法	130
二	評価の単位	135
三	評価方法の選定	135
四	評価方法の変更	136
第4	有価証券の評価	137
一	有価証券の概念	137
二	有価証券の取得価額	137
三	有価証券の評価方法	138
第6章	固定資産および繰延資産	139
第1	償却資産の範囲	140
一	償却資産の概念	140
二	非償却資産	140
第2	償却資産の取得価額および残存価額	141
一	有償取得資産	141
二	無償取得資産	141
三	代替資産	142
四	償却可能限度額および残存価額	142
第3	耐用年数および償却率	143
一	耐用年数の法定	143
二	耐用年数の見積	143
三	償却率	143

第4	償却資産の償却の方法および単位	144
一	償却の方法	144
二	償却の単位	146
三	償却費の計算	147
四	償却方法の選定	148
五	償却方法の変更	149
第5	償却の特例	150
一	貸家住宅の割増償却	150
二	施設建築物の割増償却	151
三	その他特例	152
第6	繰延資産	152
一	繰延資産の概念	152
二	繰延資産の範囲および償却費の計算	152
第7章	引当金	155
第1	貸倒引当金	156
一	貸倒引当金の設定対象	156
二	貸倒引当金の繰入および取崩	156
第2	返品調整引当金	157
一	返品調整引当金の設定対象	157
二	返品調整引当金の繰入および取崩	158
第3	退職給与引当金	158
一	退職給与引当金の設定対象	158
二	退職給与引当金の繰入	158
三	退職給与引当金の取崩および相続	160
第4	特別修繕引当金	161
一	特別修繕引当金の設定対象	161
二	特別修繕引当金の繰入	162
三	特別修繕引当金の取崩および相続	162

第5 製品保証等引当金	162
一 製品保証等引当金の設定対象	162
二 製品保証等引当金の繰入	163
三 製品保証等引当金の取崩および相続	163
第8章 課税所得金額	165
第1節 損益通算および繰越控除	166
第1 損益通算	166
一 損益通算の対象	166
二 損益通算の順序	167
三 純損失の金額および合計所得金額	169
第2 繰越控除	170
一 繰越控除の対象	170
二 繰越控除の要件	171
三 繰越控除の順序	171
第3 所得金額の計算	173
一 総合課税および分離課税の所得金額	173
二 非永住者の所得金額の計算特例	174
第2節 所得控除	175
第1 雑損控除	175
一 雑損控除の意義	175
二 雑損控除の対象	176
三 雑損控除額	178
四 災害減免法との適用関係	179
第2 医療費控除	180
一 医療費控除の意義	180
二 医療費の範囲	180
三 医療費控除額	181
第3 社会保険料控除および小規模企業共済等掛金控除	181
一 社会保険料控除	181
二 小規模企業等共済掛金控除	182
第4 生命保険料控除	182

一	生命保険料控除の意義	182
二	生命保険料の範囲	182
三	生命保険料控除額	183
第5	損害保険料控除	183
一	損害保険料控除の意義	183
二	損害保険料の範囲	184
三	損害保険料控除額	184
第6	寄付金控除	185
一	寄付金控除の意義	185
二	寄付金控除額	185
第7	障害者控除	186
一	障害者控除の意義	186
二	障害者の範囲	186
第8	寡婦控除、寡夫控除および老年者控除	187
一	寡婦控除および寡夫控除	187
二	老年者控除	187
第9	勤労学生控除	188
一	勤労学生控除の意義	188
二	勤労学生の範囲	188
第10	配偶者控除および扶養控除	188
一	配偶者控除および扶養控除の意義	188
二	控除対象者の所属	190
三	控除対象者の所属の特例	191
四	配偶者控除額および扶養控除額	191
第11	基礎控除	192
第12	課税所得金額	192
一	所得控除の順序および要件	192
二	課税所得金額の計算	193
第9章	所得税額	195
第1節	税率および税額控除	195
第1	累進税率による税額	195
一	普通税率による税額	195

二 簡易税額表による税額	197
第2 配 当 控 除	197
一 配当控除の意義	197
二 配 当 控 除 額	197
第3 住 宅 取 得 控 除	199
一 住宅取得控除の意義	199
二 住宅取得控除額	199
第4 外 国 税 額 控 除	200
一 外国税額控除の意義	200
二 外国税額控除額	200
第5 所 得 税 額	200
一 税額控除の順序および要件	200
二 所得税額の計算	201
第2節 所得税額の計算特例	201
第1 合算課税による税額	202
一 合 算 対 象 者	202
二 資産所得金額の計算	203
三 総所得金額の計算	204
四 所得税額の計算	204
第2 平均課税による税額	205
一 平均課税の所得	205
二 平均課税の要件	206
三 所得税額の計算	207
第3 譲渡所得の分離課税	211
一 分離課税の適用範囲	211
二 分離譲渡所得の所得税額	211
三 譲渡損益の通算の特例	213
四 譲渡損失等の繰越控除の特例	215
五 土地等の譲渡等による事業所得等の所得税額	215
第4 みなし法人課税による税額	216
一 みなし法人課税の選択	216
二 みなし法人課税の原理	217